

平成24年（ワ）第6274号

損害賠償請求（東京電力福島第一原発事故・株主代表訴訟）事件

原告 浅田 正文 外41名

被告 勝俣 恒久 外26名

準備書面 (12)

平成27年（2015年）5月22日

東京地方裁判所民事第8部甲合議係 御中

原告ら及び参加原告ら代理人

弁護士 河合弘之 外21名

－補助参加人東電第11準備書面に対する反論のための

補助参加人提出の証拠（丙85～90）に関する釈明と釈明を求める理由－

目次

第1 補助参加人東電第11準備書面と補助参加人提出の証拠（丙85～90）について	2
第2 証拠そのものの取扱に関する要求	3
1 原本の提示	3
2 白抜き部分の公開を求める	3
第3 第11準備書面と丙85～90号証に関する求釈明とその理由	4
1 補助参加人の担当部署について	4

2	新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託打ち合わせ関係	4
4	中越沖地震対応打ち合わせ全体について	7
5	平成20年2月16日の「中越沖地震対応打ち合わせメモ」について	7
6	平成20年2月16日「S _s に基づく耐震安全性評価の打ち出しについて」について	8
7	平成21年2月11日の中越沖地震対応打ち合わせメモについて	9
8	福島サイト耐震安全性評価に関する状況について	11
9	平成20年9月10日「耐震バックチェック説明会（福島第一）議事メモ」について	12
10	「福島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の取扱）」について	12

第1 補助参加人東電第11準備書面と補助参加人提出の証拠（丙85～90）について

補助参加人は、裁判所の強い勧告に応じて、津波対策の経緯を説明した第11準備書面（以下「第11準備書面」という。）を提出し、同時に丙85～90を証拠提出した。

この証拠提出に当たって、補助参加人の強い希望により、原告らと補助参加人は証拠契約を締結し、提出証拠の扱いについて、証拠そのものを第三者に開示しないとする制約を課すこととなった。

今回提出された証拠の中には、被告らと補助参加人の民事責任を裏付けるものが多く含まれるため、そのまま公開すれば、被告ら・補助参加人としては、これらの証拠が広く流布すると、会社と被告らに不利益が及ぶと考えたのであろう。

以下、これらの証拠と関連証拠を総合して検討し、これに基づき、第11準備書面に反論するために、補助参加人提出の証拠（丙85～90）について疑問点を

指摘し、またこの疑問点が本件の争点と関連するものであって、補助参加人が誠意を持って応えるべきであることを示すこととする（書証を時系列に整理した（別紙時系列表参照））。

第2 証拠そのものの取扱いに関する要求

1 原本の提示

今回提出された証拠（丙85～90）は、すべて写しで提出されているが、原本を呈示し、原本を取り調べていただきたい。

（理由）

今回提出された証拠は言うまでもなく、本件における主要な争点である津波対策に関して補助参加人会社・被告らが行った検討の状況を明らかにするため、極めて重要な証拠ばかりである。

しかし、補助参加人は、これらの証拠をすべて写しで提出し、多くの箇所に白マスクをかけ、読めなくしている。

書証の全体が提出されているのか、抄本とされているのかも判然としないものもある。手書きの書き込みがなされているものもあるが、他の書証に手書きの書き込みがあるのかも確認する必要がある。

よって、今回提出された証拠（丙85～90）については、原本を呈示し、原本を取り調べていただきたい。

2 白抜き部分の公開を求める

今回提出された証拠（丙85～90）は、厳しい証拠契約の結果公表されたものであるにもかかわらず、多数箇所が加工され、白抜きにして提出されている。白抜き部分についても、復元し、完全な証拠を提出するべきである。

（理由）

裁判において提出する書証にはさまざまな個人情報が含まれるのは当然であ

る。そして、これらの個人情報进行分析することで、書証に含まれている情報の意味合いが明らかにできるのである。

しかるに、今回提出された証拠には、個人情報、補助参加人が争点と関連しないと判断した事項など大幅に削除されて提出されている。

しかし、削除された情報の中に、原告らが本件の争点と関連すると考える事項が含まれている可能性がある。このような切れ切れの証拠提出はあまりにも不公正であり、また真実の解明を妨げる。白抜き部分についても、復元し、完全な証拠を提出するべきである。仮に本件と無関係な事項をマスキングしたとるのであれば、その箇所は最小限にすべきである。なんとなれば、本件との関係がないことも判断できないからである。

第3 第11準備書面と丙85～90号証に関する求釈明とその理由

1 補助参加人の担当部署について

(釈明)

第11準備書面2頁下から6行目の、福島県沖海溝沿い領域に、断層モデルを置いた場合の津波水位のシミュレーションを行うこととした「補助参加人の担当部署」とは、具体的にはどこか。社内組織上の位置付けと、組織の名称、その責任者及び内部組織体制、構成員・オブザーバーの氏名について、回答されたい。

(理由)

「補助参加人の担当部署」では、特定されていない。所属部署には名前があり、そこには内部組織体制が決められていたはずであり、構成員がいたはずである。被告の中に構成員ないしオブザーバーがいるのかどうかも、被告らの責任を明らかにする上で、非常に重要な事実である。

2 新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託打

ち合わせ関係

(釈明)

第11準備書面3頁の平成20年4月18日付「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託」第2回 打ち合わせ資料 東電設計株式会社作成 資料2 福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討Rev. 1」(丙85)について、下記事項について、回答されたい。

- (1) 上記打ち合わせは、「補助参加人の担当部署」と東電設計株式会社との打ち合わせと理解して良いか。それ以外の参加者がいる場合は、当該参加者について明らかにされたい。
- (2) 上記「資料2」(丙85)は、全体で20頁(21枚)が提出されているが、同文書は、これで全てか。すべてでないとするば、全体を明らかにされたい。
- (3) 上記「資料2」が丙85として提出されているが、資料1はどのようなものか。また、資料3以降はないのか、他の資料も本件の争点と直接・間接に関連することが明らかであるから、すべて証拠提出されたい。
- (4) 上記打ち合わせは「第2回」とされているところ、第1回の内容は何時行ったのか。また、第3回以降は行っていないのか。打ち合わせの日時、議題、議事内容、参加者を資料とともに明らかにされたい。
- (5) 補助参加人の担当部署が、打ち合わせの内容を、当時の補助参加人の取締役役に報告した事実はあるか。ある場合には、報告を受けた取締役の氏名及び報告を受けた内容を明らかにするように求める。併せて、補助参加人の担当部署が取締役に報告を行う際に作成された資料があれば開示するように求める。

(理由)

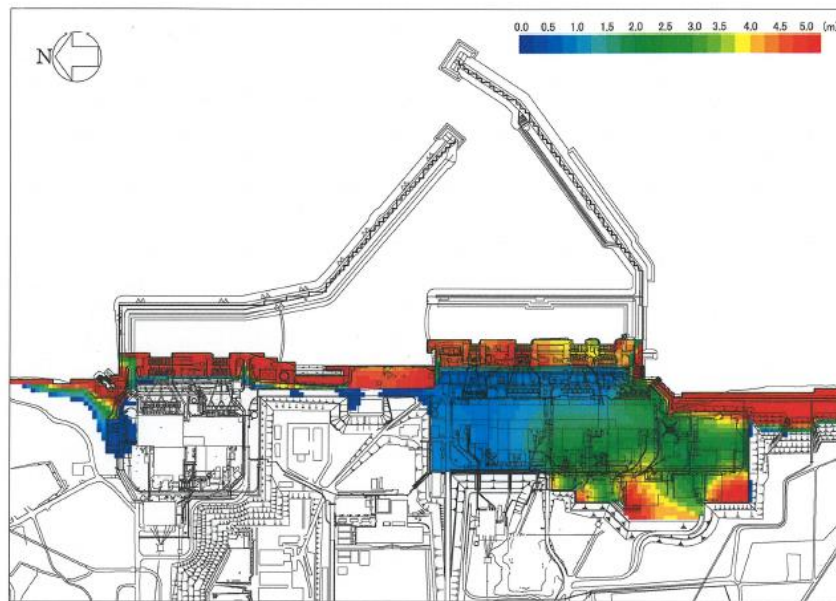
「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託」第2回 打ち合わせ資料 東電設計株式会社作成 資料2 福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討Rev. 1」(丙85)は、まさに福島県沖海溝

沿い領域に、断層モデルを置いた場合の津波水位のシミュレーションを行った結果の成果物である。

このシミュレーション結果は、補助参加人第11準備書面の15頁に丙85号証から引用されている。

(別紙)

最大浸水深分布の比較



(1) 明治三陸試算による津波

「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託」に関する打ち合わせは、本件における補助参加人の経営上の意思決定につらなるプロセスにおいて、決定的に重要な会議の一つであったと解される。

今回、裁判所の勧告により、**丙85号証**が明らかになったが、この文書の体裁からは、この種の会議が連続して開催され、津波対策の要否・緊急性について、議論が重ねられていたものと推測される。上記に質問したとおり、この打ち合わせの全貌を明らかにすることは、本件の真相を解明する上で、決定的に重要である。

よって、以上の質問に誠意を持って答え、関連資料の裁判所への提出を求め

る。

4 中越沖地震対応打ち合わせ全体について

(釈明)

第11準備書面7頁に、「中越沖地震対応打ち合わせは、平成19年7月から始まり、本件地震が発生するまでの間には、30回程度開催された」とあるが、各回の開催日と議題と議事要旨について、各回の会議の配布資料とともに明らかにされたい。

(理由)

中越沖地震対応打ち合わせは、本件における補助参加人の経営上の意思決定につらなるプロセスにおいて、重要な会議の一つであったと解される。

今回、裁判所の勧告により、**丙87号証の1**として「平成20年3月20日付け中越沖地震対応打合わせメモ」、**丙87号証の2**として「福島第一/第二原子力発電所における地震調査及び地震随伴事象に関するスタンス」が明らかになった。後者においては、「地震随伴事象（津波評価、基礎地盤及び周辺斜面の安定性）については、現在解析・評価を行っているところであり、最終報告において結果を出す予定」とされ、津波対策が先送りされたことがわかる。

この文書の体裁からは、この種の会議が連続して開催され、津波対策の要否・緊急性について、議論が重ねられていたものと推測される。上記に質問したとおり、この打ち合わせの全貌を明らかにすることは、本件を真相を解明する上で重要である。よって、以上の質問に誠意を持って答え、関連資料の裁判所への提出を求める。

5 平成20年2月16日の「中越沖地震対応打ち合わせメモ」について

(釈明)

第11準備書面8頁の**丙86の1**・平成20年2月16日の「中越沖地震

対応打ち合わせメモ」2枚目～3枚目には、「福島のス s が 450gal から 600gal になるが、それ以上になるということはない。海洋プレートの下はすごく深いところであり、新知見が出てくるということがないため。」とあるが、ここで「新知見が出てくるということがない」とは、現実には大きな地震が発生しない状況では考慮すべき新しい知見は出てこない、という趣旨か。実際には、微小地震は日々発生しているが、これらは新知見として考慮しないのか。かかる記載は、いかなる趣旨の記述なのか、説明されたい。

(理由)

原告らは、推本の地震想定や貞観の津波の津波堆積物調査などは、補助参加人として具体的に対応しなければならない新知見であったと考える。上記のやり取りは、海洋プレート内の地震について、一定の事項が新知見であることを否定しようとするものである。津波に関するものではないが、補助参加人が地震対策・津波対策において、どのような情報を新知見であると考え、どのような情報を新知見と考えなかったのかを示すやり取りである。推本の地震想定や貞観の津波の津波堆積物調査を新知見として捉え、具体的に対策を講じなかった判断の合理性について判断するうえで、補助参加人が、どのようなとらえ方をしていたかを重要なやり取りであり、以上の事実を明らかにするよう求める。

6 平成20年2月16日「S sに基づく耐震安全性評価の打ち出しについて」 について

(釈明)

- (1) 第11準備書面8頁の「S sに基づく耐震安全性評価の打ち出しについて」(丙86の2)のシート10に、「耐震性向上工事の説明性確保」「耐震性向上工事の打ち出し方」「耐震バックチェック最終報告書までの工事完了は不

可能」「最終報告書提出時のプラント停止リスク回避」「(1) 工事の早期開始による積極姿勢の提示」「(2) 「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能の確保」「打ち出し時期 基準地震動 S_s が公表される中間報告時(本年3月)が効果的」との文言があるが、これらは、どのような意味か。

(2) 丙86の2のシート13について、「暫定対応」,「本格対応1」,「本格対応2」の意味内容を明らかにされたい。また「(2) 対策検討」とあるが、その後の対策の検討状況を明らかにされたい。また検討に上がっていた対策は、結局のところ実施したのか。いつ実施する予定だったのか。実施しなかったとすれば、対策の実施を遅らせた理由を回答するように求める。

(理由)

最終報告までに津波対策・耐震対策が完了せず、そのためにプラント停止に追い込まれることを補助参加人は恐れていたと考えられる。上記の文言は、補助参加人に耐震・津波対策を積極的にしているようにみせかけ、保安院からプラント停止の指示がなされないようにしようとする心理が働いていたことを示すものとしか考えられない。

7 平成21年2月11日の中越沖地震対応打ち合わせメモについて

(釈明)

第11準備書面11頁の丙89の1・平成21年2月11日の中越沖地震対応打ち合わせメモについて、下記事項について、回答されたい。

(1) 6枚目に、原子力設備管理部長の発言として、以下の記載があるが、この原子力設備管理部長は、吉田昌郎氏か。

「土木学会評価でかさ上げが必要となるのは、1F5, 6のRHRSポンプのみであるが、土木学会評価手法の使い方を良く考えて説明しなければならない。もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、

前提条件となる津波をどう考えるかそこから整理する必要がある」

「もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいる」という発言の際に想定されていたのは誰のことか、特定されたい。

- (2)同6枚目に、武黒本部長が「女川や東海はどうなっているのか」と聞いたのに対して、「女川はもともと高い位置に設置されており、東海は改造を検討中である。浜岡は以前改造しており、当社と東海の問題になっている」と応えたものの氏名が白抜きとされているが、これは誰の発言か。
- (3)同6枚目に、清水社長の発言として、「バックチェックと耐震強化工事を並行でやっているという姿は見せなければならないのではないかとあるが、具体的にどのような意味か。バックチェックの完了時までに耐震補強を完了できないことがはっきりとしてくる中で、ポーズだけを取って、耐震補強が完了しなくても、最終報告を行い、運転を再開できるように求めるという意味か。
- (4)補助参加人の担当部署が、打ち合わせの内容を、当時の補助参加人の取締役
に報告した事実はあるか。ある場合には、報告を受けた取締役の氏名及び報告
を受けた内容を明らかにするように求める。併せて、補助参加人の担当部署が
取締役に報告を行う際に作成された資料があれば開示するように求める。

(理由)

平成21年(2009年)2月11日の「中越沖地震対応打ち合わせメモ」
(丙89の1)には、福島第一、第二原発の耐震バックチェックに関するやり取り
がある。これは、検察審査会の起訴相当議決にも一部引用されていたやり取り
であるが、その全貌が明らかになった。

ここには、上記のような重要なやり取りがそのまま採録されている。しかし、
提出された書証では重要な発言者名が白抜きを掛けられている。どのような立
場のものが発言したのかによって、発言の重みも異なってくるのであり、発言
者の特定は絶対に必要である。

8 福島サイト耐震安全性評価に関する状況について

(釈明)

第11準備書面13頁の丙89の2・平成21年2月11日「福島サイト耐震安全性評価に関する状況」について、下記事項について、回答されたい。

- (1) 同資料は、「資料3-②」とある。その他の資料についても開示されたい。
- (2) 同資料6頁〈参考〉耐震安全性評価報告書の構成（一般的構成）の表の枠外に、手書きのメモがある。

ア この手書きメモは、誰が記入したものか。

イ 手書きメモは、以下の記載のように読めるが、これで良いか。

「屋外重要構造物の耐震安全性評価」，「弾性設計用地震動S_dに対する検討」「地震随伴事象（周辺斜面の安定性）」の部分について「福島県との相談マター」と書き込みがある。

「地震随伴事象（津波）」の部分について「問題あり」「出せない」「（注目されている）」と書き込みがある。

(理由)

この書証は丙89の1のメモに記録された会議で配布された資料である。この会議では、前記のように、福島第一原発、第二原発の耐震バックチェックに関して、津波問題を主に議論がなされていたことが判明している。この書き込み部分も、この時の誰かの発言であると考えられる。このメモによると、当時福島原発に関しては津波について「問題あり」「出せない」「（注目されている）」という状況であったことがわかる。この点を確認するためにも、この書き込みを行ったもの、書き込み内容を確定する必要がある。

9 平成20年9月10日「耐震バックチェック説明会（福島第一）議事メモ」
について

（釈明）

第11準備書面13頁の丙90の1の平成20年9月10日「耐震バックチェック説明会（福島第一）議事メモ」について、下記事項について、回答されたい。

(1) 1枚目議事概要の中に、「津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収、議事メモには記載しない）」とある。

ア ここで「機微情報」とは、津波に関する検討状況が機微情報であるという意味で間違いないか。機微情報という意味は、「秘密性の高い情報」という意味に解して間違いないか。

イ 「議事メモには記載しない」とあるが、内部的なメモも存在しないのか。参加者が取っていたメモはないのか。あれば、これらのメモを証拠提出するよう強く求める。

ウ 「回収」された資料とは丙90の2のことか。それ以外に回収された資料はないのか。

(2) 2枚目に、小森所長の発言として、「バックチェック工程の遅れを対外的に説明する際、解析のマンパワー不足についても触れるが、それがメインの理由になってはいけない。これまで嘘をついてきたことになってしまう」とあるが、これはどのような意味か。どのような嘘をついてきたことになるのか。

(3) 補助参加人の担当部署が、打ち合わせの内容を、当時の補助参加人の取締役
に報告した事実はあるか。ある場合には、報告を受けた取締役の氏名及び報告
を受けた内容を明らかにするように求める。併せて、補助参加人の担当部署が
取締役に報告を行う際に作成された資料があれば開示するように求める。

10 「福島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の

取扱)」について

(釈明)

第11準備書面13頁の丙90の2（平成20年9月10日ころ作成「福島第一原子力発電所津波評価の概要（地震調査研究推進本部の知見の取扱）」）について、下記事項について、回答されたい。

(1) 1枚目の下段右側の教授の氏名2箇所について、津波の専門家であると考えられ、マスキングする理由は見あたらない。原告は白塗りの全部解除を求めるが、特にここは氏名を開示されたい。

(2) 同2枚目の下段右側に、「今後の予定」として、以下の記載がある。

「○ 推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂予定。

○ 電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者への推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。

○ 改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。

○ ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。」

ア これらの社内方針について、担当者が説明したのに対して、出席者はどのような意見を述べたのか。

イ 対策が不可避であるとすれば、早く対策を実施すべきであるという意見を述べたものはないのか。

ウ この報告に基づく討論の結論はどのようなものであったのか。この会合に出席していた被告は小森だけなのか。

エ 対策は不可避とする考えは保安院に伝達されたのか。この意見を公表し

なかった理由は何か。

オ 「津波対策は不可避」とされているが、この対策工事は、結局のところ行ったのか。いつ実施する予定だったのか。対策の実施を遅らせた理由は何か。

(3) 補助参加人の担当部署が、打ち合わせの内容を、当時の補助参加人の取締役役に報告した事実はあるか。ある場合には、報告を受けた取締役の氏名及び報告を受けた内容を明らかにするように求める。併せて、補助参加人の担当部署が取締役に報告を行う際に作成された資料があれば開示するように求める。

(理由)

この会議の内容は、極めて重要である。ここでは、「推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」の改訂予定。」「電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者への推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。」「改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。」という補助参加人が現時点で主張している公式見解も述べられているが、それについて「ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。」とされている。結局のところ土木学会への検討依頼は不可避の対策を先送りするものでしかないことをこの文書は自白しているのである。このような東電の認識を示した文書は、会議後に回収する予定で作成された文書であるから記載されたのだと考えられ、補助参加人の本音を示すものとして決定的に重要である。

検察審査会は、被告勝俣、武藤、武黒に対する起訴を相当とする平成26年

7月23日付議決（甲75）において、次のように認定していた。「④東京電力は、推本の長期評価等について土木学会での検討を依頼しているが、最終的には、想定津波水位が上昇し、対応を取らざるを得なくなることを認識してワーキンググループを開催していることから、土木学会への依頼は時間稼ぎであったといわざるを得ない。」「⑤東京電力は、対策にかかる費用や時間の観点から、津波高の数値をできるだけ下げたいという意向もうかがわれるが、もともと地震・津波という不確実性を伴う自然現象に対しての予測であり、算出された最高値に基づき対応を考えるべきであった。東京電力は、推本の予測について、容易に無視できないことを認識しつつ、何とか採用を回避したいという目論見があったといわざるを得ない。」と判断している。

このメモ（そして現時点では明らかにされていないがこの会議の記録があるとすればその記録も）は、検察審査会が上記の判断に達した最大の根拠であったものと考えられる。

この書証の持つ意味と、この書証の説明に基づく会議・討議の経過は、本件における被告らの責任を判断するうえで、決定的な証拠となるものである。よって、原告らは被告及び補助参加人らに対して、上記の質問に丁寧に、誠実に応えることを求める。

以上

年月	項目	出席者*	号証
H20.2.16	中越沖地震対応打ち合わせメモ	勝俣社長、清水副社長、武黒本部長、西澤企画部長、小森原子力品質・安全部長	丙86
H20.3.20	中越沖地震対応打ち合わせメモ	清水副社長、武黒本部長、鼓副本部長、西澤企画部長、小森原子力品質・安全部長	丙87の1
H20.4.18	新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託	—	丙85
平成20年6月～7月			
H20.9.10	「耐震バックチェック説明会(福島第一)議事メモ」 ・ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。	小森所長	丙90
H21.2.11	中越沖地震対応打ち合わせメモ ・「土木学会評価でかさ上げが必要となるのは、1F5, 6のRHRSポンプのみであるが、土木学会評価手法の使い方を良く考えて説明しなければならない。もっと大きな14m程度の津波がくる可能性があるという人もいて、前提条件となる津波をどう考えるかそこから整理する必要がある」 ・「地震随件事象(津波)」の部分について「問題あり」「出せない」「(注目されている)」と書き込みがある。	勝俣社長、清水副社長、武黒本部長、鼓副本部長、武藤副本部長、西澤常務、小森福島第一所長	丙89

*肩書は当時